

出口しげのぶ市会議員(日本共産党)

小倉北区保護課による「生活保護の申請権侵害と利用権の侵害」の質問と答弁を掲載します。

実際には、第二質問で丁々発止の質疑が行われました。(ネットで北九州市議会中継→インターネット中継→ライブ→令和2年9月定例会→9月14日一般質問→出口成信…動画で見ることができます)

●出口しげのぶ質問

生活保護における申請権の侵害についてお尋ねします。

5月11日に小倉北区に住むAさん60代が私の事務所を訪ねてきて、「仕事をしていたが体調を壊し仕事を退職して家賃を4か月滞納している。手持ち金は1万4千円ぐらいだから『生活保護を受けたい』」との相談がありました。

その場から、小倉北区の保護課に、「生活保護の申請に行きたいが、いつ行けばいいか」と尋ね、「明日の13時に来てください」と言われたので、翌12日に保護課に行き「生活保護の申請に来ました」と告げました。

相談担当係長からは1時間弱、様々な聞き取りが行われたのち、「生活歴を聞き取るのは時間がかかるから自宅で生活歴を書いて14日に来てください」と言われました。14日に出直し、その時初めて申請書を渡され、記入して提出しました。

私はこのことを聞いてすぐに保護課に連絡し、「申請意思を示し、事前に約束した上で来所したのに、14日に再度来所を指示され、14日の申請になった。生活保護は、申請日にさかのぼって実施されるので、最初に申請に行った12日に遡って受け付けるべきだ」と伝えました。

保護課は、「『14日でもいいか』と言ったら、『いい』

と言ったので14日に申請させた。12日に遡及はしない」と言っています。このやり方は、本市が十数年前の、申請書も渡さずに窓口で追い帰り、餓死者まで生んだ、いわゆる水際作戦の再発です。

しかも、コロナ禍のもとで厚労省は「事務連絡」を3度も出し、その中で「保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきこと」と繰り返し求めており、この通知にも反しています。

また、同様に通知において「申請の意思がある方に対しては、要否判定に必要な情報のみ聴取し…面接時間が長時間にならないよう工夫されたい」とされており、申請意思を確認したにもかかわらず、わざわざ帰宅させ再度来所を求める行為は通知に反しています。

今回の件は、以下に述べるとおり厚労省の事務連絡からも、本市が餓死事件を反省し、「今後は、今回のような孤独死を二度と起こさないという強い決意」のもと作成された、「相談業務手引書」からも大きく逸脱しています。

第一は、本市の生活保護「相談業務手引書」には、当時の小村局長が「生活保護制度は、憲法において国民すべてに保障された制度です」と述べたうえで「餓死事件後の検証委員会の報告書や厚労省の見解を踏まえ、“相談者の立場に立ったきめ細かな相談”“申請する権利の保障”などの視点に立ち、この手引書を作成した」と書かれています。

ところが、保護課はAさんに対して、生活保護制度の適用を2日間も遅らせ、生活保護の利用権を侵害しました。

第二は、手引書には、「相談員は、相談者の主体的な意思決定の手助けを行う立場にある」「相談者の訴えを聴くことを第一義的に考え、誘導的

な訊きかたは避ける」と定めているにもかかわらず、最も大事な申請日について相談担当係長が主体になり、申請は「14日でもいいか」と誘導的な訊きかたをしています。本人が申請意思を示した12日ではなく相談担当係長の聞き取りを根拠に12日に遡らないとしています。

第三は、Aさんは、手持ち金もわずかで失業中であり、保護を必要とする状態にある「要保護者」です。手引きには「保護が必要と思われる相談者については、申請を助言する」と定められていますが、申請の助言も全く行われませんでした。

第四は、保護課は相談の最後にAさんの申請意思を確認していますが、申請書すら渡さずに帰り、申請権を侵害しました。

手引書には、「申請の意思が示されれば、その時点で生活保護申請書を渡し、生活保護制度の説明等を行ったうえで、申請手続きの援助を行う」と定められています。しかし、12日に申請書は交付されませんでした。

第五は、手引書には「関係書類が整うまで申請を受け付けないといった誤った取扱いをしないよう留意する」と定めていますが、「書類をそろえて14日に来なさい」と告げられ、帰されました。

このように、今回の件は、本市自らが定めた手引書から、多くの点で逸脱しています。二度とこのようなことが起きないように、各福祉事務所、保健福祉局あげて、事実関係を調査し、再発防止を講じるべきです。

そこで市長に質問します。市長は、今回の件は、厚労省の通知や、本市が定めた「手引書」に合致した正しい判断だと思いませんか。

もし、正しい判断だと思うなら、市長が初めて市長に立候補したときの公約である、生活保護行政の見直しと、それを受けて定められた「手引書」にどのように合致しているのか、答弁を求め

ます。



■保健福祉局長答弁

まず相談窓口における対応でございます。

本市では生活保護の相談に来られた方に対して、区役所保護課に配置しております専門の相談担当係長が、様々な問題を抱える相談者の生活状況の聞き取りなどを行い、そのニーズを十分に把握したうえで適切な対応を行っております。

保護申請につきましては、相談担当係長が、相談業務の手引書にもとづきまして、相談に来られた方に対して、まずすべての方に申請意思を確認したうえで、申請意思のある方には申請書を交付し、記入方法を説明すること。また申請権の侵害や侵害を疑われるような行為は、厳に慎むこと、等を徹底しております。

なお、相談業務の適正化についてのとりくみでございますが、保護の相談業務につきましては、適切な対応を周知するために、年度当初でございますが、新たに各区保護課に配置されました相談担当係長を対象とした研修の実施、また保護課長会議での情報の共有、及び適切な相談業務の徹底、また指導監査等における面接相談記録表の全件点検や、巡回資料などを通じまして、各区保護課への指導等を行っているところでございます。

またコロナ禍における生活保護業務にかかわる厚生労働省通知、につきましても保護課に周知徹底しております。

今回のご指摘のケースにつきましては、相談担当係長が、保護の相談、申請はいつでもできることを説明したうえで、手持ちのお金の状況を把握し、必要書類がそろそろ2日後に申請を行うことを、相談者が共通理解をしていただいたと認識して、相談業務手引きに沿った適切な対応がなされたものと考えております。

今後とも生活保護の相談に来られた方に対しては、相談者の立場に立った丁寧な対応を行い、生活保護が必要な方に、保護の適用が漏れることがないように、努めてまいりたいと、このように考えております。